

自転車通学許可願

【学校提出用】

本校の「自転車通学の手引き」を読み、学校の自転車通学のきまり及び交通ルールを守ることを条件に、自転車通学の許可を申請します。

生徒氏名 _____ 年 組 番 氏名 _____ 保護者氏名 _____ 印 _____

住所 _____ 電話番号 _____

通学用のヘルメットは、入学までに個人で購入していただくことになっています。

※通学用のヘルメットはサイズが合っており、安全規格を満たしたものにしてください。形状などは特に指定はありません。

また、初日の朝は自転車をひいて登校し、安全点検で合格した後に正式に許可する形となっています。ただし、2・3年生はその限りではありません。

※自転車保険に加入していない場合は、自転車通学を許可できません。

まだ加入していない人は本届提出期限までに任意の自転車保険に加入しておきましょう。

新1年生：令和6年3月19日（火）の新入生体験入学時に提出してください。

新2・3年生：令和6年4月8日（月）までに担任へ提出してください。

【重要】自転車損害賠償保険等（以下自転車保険）の加入について

千葉県では、「千葉県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例（平成29年4月施行）」の改正により、令和4年7月1日から自転車保険への加入が義務となっています。

全国では、自転車が加害事故となる事故で、高額な損害賠償請求がされる事例が多く発生しています。あなたと被害者を守るため、事故を起こしてしまったときに備えて自転車保険に入る必要があります。そのため、千葉県においても自転車保険の加入をさらに促進し、被害者の救済と加害者の経済的負担の軽減を図るため、自転車保険の加入が義務となりました。

★自転車損害賠償保険等とは

自転車の交通事故により他人の生命又は身体を害した場合において生じた損害を賠償するための保険又は共済のことを言い、個人の場合は自転車の事故のみを補償する保険の他、自動車保険や火災保険等の特約（個人賠償責任補償特約等）、クレジットカードに付帯している保険、TSマーク付帯保険など、自転車の事故による相手のケガなどを賠償できる全ての保険等が含まれます。詳しくは裏面を御覧ください。

自転車保険（対人賠償付き）の加入の有無（どちらかに○をしてください）

・加入している（保険期間： _____ 月 _____ 日） ・新年度（令和6年度）に加入した。

※年度途中で保険期間が切れる場合は、保険の更新、再加入をしていただきます。

千葉県では条例改正により、自転車損害賠償責任保険等への加入が義務となります。

自転車利用中の事故により、他人にけがをさせてしまった場合など、相手の生命、身体、財産の損害を補償できる保険（自転車損害賠償責任保険等）に加入していますか

はい

いいえ

わからない

現在加入している次の保険に自転車損害賠償責任保険等の内容がついていますか。

- ・自動車の任意保険・火災保険・傷害保険
- ・共済・会社等の団体保険・

はい

いいえ

わからない

学校へ通学する際に利用する自転車には「TSマーク付帯保険」がついていますか
※有効期限に注意してください。



はい

いいえ

自転車損害賠償責任保険等に加入しています。

自転車損害賠償責任保険等に加入してください。

加入している保険会社等に補償内容を確認してください。

個人向けの保険		保険の概要
個人賠償責任保険	自転車利用者向け保険	自転車事故に備えた保険
	自動車保険の特約	自動車保険の特約で付帯した保険
	火災保険の特約	火災保険の特約で付帯した保険
	傷害保険の特約	傷害保険の特約で付帯した保険
団体保険	会社等の団体保険	団体の構成員向けの保険
	共済	全労災、県民共済等
	TSマーク付帯保険	自転車の車体に付帯した保険
	クレジットカードの付帯保険	クレジットカードに付帯した保険

※保険の名称や補償内容は、保険会社によって異なります。

※自転車損害賠償保険等とは、自転車の交通事故により他人の生命又は身体を害した場合において生じた損害を賠償するための保険又は共済のことを言います。